

○千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年条例第三号）

改正案

現行

（廃棄物処理票）

第八条 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいい、**法第十二条第五項**に規定する中間処理産業廃棄物を含むものとする。以下同じ。）を排出する事業者は、当該事業者の事業活動を行う事業場以外の場所において業者に委託しないで当該産業廃棄物を自ら処理する場合は、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類及び数量、排出する事業場及び処理する場所の位置及び名称その他規則で定める事項を記載した処理票（以下「廃棄物処理票」という。）を作成し、これによる処理を行うことにより当該産業廃棄物の排出から最終処分までの過程を明確にしなければならない。

（廃棄物処理票）

第八条 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいい、**法第十二条第三項**に規定する中間処理産業廃棄物を含むものとする。以下同じ。）を排出する事業者は、当該事業者の事業活動を行う事業場以外の場所において業者に委託しないで当該産業廃棄物を自ら処理する場合は、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類及び数量、排出する事業場及び処理する場所の位置及び名称その他規則で定める事項を記載した処理票（以下「廃棄物処理票」という。）を作成し、これによる処理を行うことにより当該産業廃棄物の排出から最終処分までの過程を明確にしなければならない。

（廃止施設等に対する措置等）

第二十五条 法第十四条第一項若しくは法第十四条の四第一項の規定により産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者で積替保管場を有するもの、法第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の許可を受けた者又は第十二条第一項の許可を受けた者は、これらの許可に係る積替保管場、産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設（以下この条、第二十七条及び第二十八条において「許可施設等」という。）を廃止した場合又は当該許可施設等に係る許可を取り消された場合は、当該許可施設等に残存する産業廃棄物が飛散し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じなければならない。ただし、**法第十五条の二の六第三項**において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合は、この限りでない。

（廃止施設等に対する措置等）

第二十五条 法第十四条第一項若しくは法第十四条の四第一項の規定により産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者で積替保管場を有するもの、法第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の許可を受けた者又は第十二条第一項の許可を受けた者は、これらの許可に係る積替保管場、産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設（以下この条、第二十七条及び第二十八条において「許可施設等」という。）を廃止した場合又は当該許可施設等に係る許可を取り消された場合は、当該許可施設等に残存する産業廃棄物が飛散し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じなければならない。ただし、**法第十五条の二の五第三項**において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定に違反する者に対し、当該許可施設等に残存する産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定に違反する者に対し、当該許可施設等に残存する産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を執るべきことを命ずることができる。